

1/4 から必要となる「申告のお知らせ」の転送設定について

e-Tax では、個人納税者の利便性向上に向けたシステム改修(e-Tax 簡便化)を、平成 30 年 1 月 4 日に予定しています。このシステム改修に伴い、会計事務所が顧問先(個人)の e-Tax メッセージボックスに格納されたメッセージを確認するためには、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書が必須です。

顧問先のマイナンバーカードを会計事務所が預かることはできないため、これまでの設定だけでは、会計事務所が顧問先のメッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を確認できません。1/4 以降からシステムに搭載される「申告のお知らせ」の転送設定を順次設定する必要があります。

1. 会計事務所が行う「申告のお知らせ」の転送設定

■ 設定の流れ

e-Tax ホームページにログインし、「申告のお知らせ」の転送設定を行います。顧問先ごとに対応が必要です。一度登録すれば、顧問先の「申告のお知らせ」が常に税理士のメッセージボックスへ転送されます。

※**1/4 から**公開される機能であるため、現時点では設定できません。

※**個人のメッセージボックス**がセキュリティ強化の対象であるため、**法人の場合は対応不要**です。

【e-Tax での操作概要】

- ① 「税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更」より、税理士のカナ氏名を登録
- ② 「委任関係の登録」より顧問先様が委任関係の承認を依頼
- ③ ①で依頼された委任関係を税理士が承認
- ④ 税理士のメッセージボックスに「申告のお知らせ」を転送

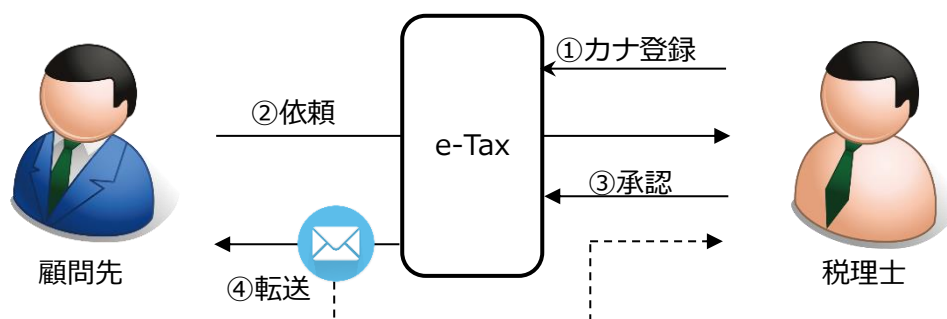


図 1. 転送設定の流れ

2. 今後の対応につきまして

1/4 に e-Tax システムが公開されることから、現時点で会計事務所が行える操作はありません。

組合員の皆様が本設定の操作に混乱しないよう、設定手順等をホームページ上に順次掲載してまいります。事前に手順をご確認いただき、1/4 のシステム公開以降、順次設定していただくようお願いいたします。